

感染症対策実施加算(外来等)が新設 4月1日から算定できるようになります。

1、感染症対策実施加算の概要について

○特に必要な感染予防策を講じた上で診療を行い、下表の項目の点数を算定する場合、「医科外来等感染症対策実施加算（5点）」又は「入院感染症対策実施加算（10点）」を下表の点数に加算できます。※入院の詳細は省略

○算定期間は、令和3年4月診療分から令和3年9月診療分までです。

2、感染症対策実施加算を算定できる項目について

① 初診料、②再診料（電話等による再診を除く）、③外来診療料、④小児科外来診療料、⑤外来リハビリテーション診療料、⑥外来放射線照射診療料、⑦地域包括診療料、⑧認知症地域包括診療料、⑨小児かかりつけ診療料、⑩在宅患者訪問診療料（Ⅰ）（Ⅱ）、⑪在宅患者緊急時等カンファレンス料

A救急救命管理料、B退院後訪問指導料、C在宅患者訪問看護・指導料、D同一建物居住者訪問看護・指導料、E在宅患者訪問点滴注射管理指導料、F在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料、G在宅患者訪問薬剤管理指導料、H在宅患者訪問栄養食事指導料、I精神科訪問看護・指導料

※A～Iの点数については「①初診料、②再診料、③外来診療料」と併算定しない場合に限り加算できます。

3、「必要な感染予防策」の例（※「新型コロナウイルス診療の手引き」参照）

○状況に応じて、飛沫予防策や接触予防策を適切に行う等、感染防止に十分配慮して患者及び利用者への診療等を実施する。

○新型コロナウイルス感染症の感染予防策に関する職員への周知を行う。

○病室や施設等の運用について、感染防止に資するよう、変更等に係る検討を行う。

4、算定にあたっての留意点

○患者及び利用者又はその家族等に対して、院内感染防止等に留意した対応を行っている旨を十分に説明すること（※同意やレセ記載等は求められていない）。

○「電話や情報通信機器を用いた診療」の場合は加算できない。

○乳幼児感染予防策加算、二類感染症患者入院診療加算(臨時的取扱)とそれぞれの要件を満たせば併算定できる。

・上記は、2月26日発出の厚労省通知の解釈に基づいています

・院内感染防止実施を周知する旨の院内掲示ポスターを保険医新聞4月5日号で同送する予定です